相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区長谷一丁目一五八四番地、最後の住所北九州市門司区清見二丁目六番三〇号　被相続人　亡　澁谷　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十九日

事務所北九州市小倉北区田町一〇番二三号

相続財産管理人　岸本キヌ子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年六月二十九日

一、墳墓等所在地　岐阜県岐阜市大字長良古津字新田畑八四二番一

一、墳墓等の名称　古津墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳一〇件

一、改葬を行おうとする者　岐阜県岐阜市長良古津一一八番　墓地移設委員会　委員長　村瀬幸弘

特定社債権者集会招集公告

特定社債権者各位

左記のとおり榎坂特定目的会社第一回一般担保付特定社債（適格機関投資家限定）（以下「本特定社債」といいます。）の特定社債権者集会を開催致しますので公告致します。

本集会において議決権を行使される場合は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第百十八条にて特定社債に準用する同法第八十六条第二項の規定に基づく提示のため、ご所有の社振法第六十八条第三項各号に掲げる事項を証明した書面（以下「証明書」といいます。）を添え、平成二十二年七月十三日までに次の場所にご送付願います。なお特定社債権者集会にご出席される場合は、当日ご所有の証明書（代理人ご出席の場合は更に委任状）及び本人確認書類の提示が必要となりますので、ご持参ください。

当日ご出席願えない場合は、事前に書面を提出することにより議決権を行使することができます。

かかる場合は、左記特定社債権者集会が開催される日時までにご提出ください。

記

一、日　時　平成二十二年七月二十一日（水曜日）午前十時〇〇分

二、場　所　東京都港区六本木六丁目七番一〇号　グローバル・アクセス・アドヴァイザリー・パートナーズ内　榎坂特定目的会社会議室

三、会議の目的たる事項

議　案　本特定社債の社債要項の一部を変更する件

右記議案は、本特定社債の社債要項を大要次のように変更する（なお、正文は英文です。）ために提出されるものです。

①本特定社債の社債要項第1.1条（以下「定義条項」といいます。）に定義されるMovablesについて、マスターレッシー所有の動産を追加し、また本特定社債の補償提供者（発行会社及び株式会社新生銀行の間で平成十八年八月四日付で締結されたINDEMNITY ENTRUSTMENT AGREEMENTにおけるBond Indemnitorをいいます。以下「補償提供者」といいます。）としての株式会社新生銀行及び株式会社サンマリーナ開発との間で締結された平成二十一年十月二十日付ASSIGNMENT OF REGISTERED SHIP FOR SECURITY PURPOSEの別紙1に記載される船舶及び当該船舶に関連して株式会社サンマリーナ開発が所有する全ての動産を追加する変更をし、②定義条項に定義されるTransaction Partiesに株式会社サンマリーナ開発を追加する変更をし、③定義条項に定義されるMonitoring of Accountsから株式会社サンマリーナ開発の銀行口座を除外する変更をし、④本特定社債の社債要項第11.15条に定められる倒産事由につきサンマリーナ開発に生じた場合をその対象から除外する変更をし、⑤定義条項に定義されるInitial Stated Maturity Dateを平成二十六年六月三十日とする変更をし、⑥定義条項に定義されるInterest Rate Cap Agreementについて、締結されるInterest Rate Cap Agreementは本特定社債の社債権者としての株式会社新生銀行（以下、かかる地位の株式会社新生銀行を「本特定社債権者」といいます。）が合理的に受け入れることができる条件の契約であることを追加し、あわせて、契約締結時期の制限及び発行会社がInterest Rate Cap Agreementに代わるスワップ契約を締結するオプションについての定めを削除する変更をし、⑦定義条項に定義されるOutstanding Specified Bond Amountについて、榎坂特定目的会社第二回一般担保付特定社債（適格機関投資家限定）（以下「劣後特定社債」といいます。）を発行したことに伴い、本特定社債の未償還元本のみを意味するよう語句の調整を行い、⑧定義条項に定義されるPermitted Indebtednessに、劣後特定社債に基づき負担する債務を追加し、発行会社及びマスターレッシーが一定の不動産（発行会社、本特定社債権者及び補償提供者の間で平成二十二年五月二十日付で締結されたFOURTH AMENDMENT TO SPECIFIED BOND PURCHASE AGREEMENT AND TERMS AND CONDITIONS OF THE SPECIFIED BOND (EXTENSION AGREEMENT)（以下「第四変更契約」といいます。）別紙Eにおいて特定される不動産をいい、以下「許容不動産」といいます。）を追加取得し所有することにより負担する債務を追加し、また、当該Permitted Indebtednessに含まれる無担保債務の上限額を本特定社債発行総額の三%から五%に変更し、⑨定義条項に定義されるSingle Purpose Entityとして行うことができる行為に発行会社及びマスターレッシーによる許容不動産の取得、保有及び処分を追加する変更をし、⑩定義条項に定義されるSubordination Agreementに、劣後特定社債の社債権者、発行会社及び本特定社債権者の間の平成二十二年五月二十日付Subordination Agreement、並びに、補償提供者が合理的に受け入れることができる様式及び内容の条件に基づき締結されるその他劣後契約を追加する変更をし、⑪定義条項に定義されるSpreadを、平成二十二年六月三十日までのスプレッドを年率二・六五%、以後のスプレッドは年率一・九〇%と変更し、⑫定義条項に定義されるYen LIBORについて、参照される頁の名称の変更をし、⑬定義条項に「Subordinate Bondholder」、「Subordinate Bonds」を追加し、⑭本特定社債の社債要項第3.20条第1項に定められるInterest Rate Cap Agreementに関する事項について、3ヶ月円LIBORのストライク・レートを変更し、あわせて発行会社がInterest Rate Cap Agreementに代わるスワップ契約を締結する場合についての規定を削除し、⑮本特定社債の社債要項第4条に第4.13条として、発行会社、マスターレッシー又は株式会社イシン・ホテルズ・グループの関連会社が許容不動産を取得した場合には、本特定社債権者又はその指定する者と、本特定社債権者が合理的に受け入れることができる様式及び内容の根抵当権設定契約を締結し、第一順位の根抵当権を設定し対抗要件を具備することを義務づける規定を新設し、⑯本特定社債の社債要項別紙2.3.1に記載される平成二十二年六月からInitial Stated Maturity Dateまでの間の四半期ごとの元本償還額を16,900,000円に変更する等の変更をし、⑰本特定社債の社債要項に、発行会社又はマスターレッシーが取得することを本特定社債権者及び補償提供者が承諾した（ただし、取得後担保提供しなければならない）許容不動産が記載されている第四変更契約の別紙E、本特定社債権者及び補償提供者が承諾した発行会社の定款の変更個所が記載されている同契約の別紙F及び発行会社が発行する第1号優先出資の内容に関する変更であって、本特定社債権者及び補償提供者が承諾したものの個所が記載されている別紙Gをそれぞれ追加する変更等を行うこと。

右記議案に関する詳細は、左記の連絡先にご照会下さい。

（連絡先）

東京都港区六本木六丁目七番一〇号

グローバル・アクセス・アドヴァイザリー・パートナーズ内

榎坂特定目的会社

平成二十二年六月二十九日

東京都港区六本木六丁目七番一〇号

グローバル・アクセス・アドヴァイザリー・パートナーズ内

榎坂特定目的会社

取締役　五十嵐メルビン